

社会福祉法人南山福社会
評議員・役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南山福社会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員」とする）の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1)常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2)非常勤役員等については、法人業務を行う場合（理事会出席・監事監査出席等）に別表1の通り報酬を支払うことができる。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1)報酬については、＜正規職員給与規程 別表3 基本給表＞の規定に準ずる額
- (2)賞与については、＜正規職員給与規程 別紙4＞の規定に準ずる額
- (3)退職手当については、＜退職手当金規程＞に基づき、退職手当を支給する。
- (4)通勤手当については、＜正規職員給与規程 別紙4＞の規定に準ずる額

2 常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める＜出張旅費規程＞に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1)報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、＜正規職員給与規程 第5条＞に準じた日とする。
- (2)賞与については、毎年6月及び12月とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(改 廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 6 月 26 日から施行する。

別表 1

	支払い対象者	金額	備考
評議員会	評議員	5,000 円	各年度の一人あたりの総額が 20,000 円を超えない範囲
理事会	理事・監事	5,000 円	会議が 1 日複数回あった場合に於いても 1 回分の支給とする。
決算監査	監事	8,000 円	各年度の一人あたりの総額が 50,000 円を超えない範囲